

# 経営判断における「前提となる事実の認識の不注意」

—— さいたま地判平成22年3月26日の検討

北沢義博

---

I	はじめに.....	128
II	経営判断原則における「前提となる事実の認識」と「意思決定の合理性」	128
III	本件の概要.....	130
IV	本件における経営判断原則の適用.....	131
V	本判決の特徴と問題点.....	133
VI	アパマンショップ株主代表訴訟を巡る判断との対比.....	135
VII	事実の認識の不注意と著しく不合理な判断.....	135

---

## I はじめに

株式会社の取締役は、会社に対しその任務を怠ったことにより生じた損害を会社に対し賠償する義務を負う(会社法423条1項)。取締役の任務懈怠は、会社に対する善管注意義務・忠実義務違反である(会社法330条、355条、民法644条)。

取締役がその業務を執行する過程において、善管注意義務違反があれば、それによる会社の損害賠償責任を負う。取締役が故意・過失により法令違反行為を行えば、善管注意義務違反として会社に対し責任を負う<sup>(1)</sup>。

法令違反行為ではない通常の業務執行行為は取締役の裁量で行われるが、裁量を逸脱した場合は、取締役の責任が問われることもある。しかし、取締役の業務執行は、不確実な状況で迅速な決断を迫られる場合が多く、また株主利益の最大化のためには取締役の冒険的な行為も一定程度許容する必要がある<sup>(2)</sup>。取締役の裁量の範囲をどのように画するか、かねてから議論のあったところであるが、その判断基準としての「経営判断原則」が我が国の判例において定着しつつある。

「経営判断の原則」(business judgment rule)は、元来、米国の会社法において取締役の責任を判断する手法として議論されていたものだが、これと我が国の判例上の「経営判断原則」は、かなり異なる側面も見せている<sup>(3)</sup>。本稿では、特に米国の議論には触れず、我が国の判例上のものに限定して検討する<sup>(4)</sup>。

取締役の経営上の判断が善管注意義務に反したものであるかどうかの判断は、①行為当時の状況に照らし合理的な情報収集・調査・検討等が行われたか、および、②その状況と取締役に要求される能力水準に照らし不合理な判断がなされなかったかの二つの要素を基準になされるべきであるとされる<sup>(5)</sup>。

## II 経営判断原則における「前提となる事実の認識」と「意思決定の合理性」

上記2つの要素の判断は、実際にはどのようになされるのであろうか。日本における経営判断原則のリーディングケースである「野村証券損失補てん事件」東京地裁判

<sup>(1)</sup>最判平成12年7月7日民集54巻6号1767頁。

<sup>(2)</sup>江頭憲治郎・株式会社法[第3版](有斐閣2009年)434頁。

<sup>(3)</sup>米国における経営判断原則と日本における経営判断原則との対比については、吉原和志「取締役の経営判断と株主代表訴訟」小林秀之・近藤光男編[株主代表訴訟体系・新版]78頁以下に詳しい。

<sup>(4)</sup>日本における経営判断原則の展開については、北沢義博・相澤光江編著・株主代表訴訟と企業統治(清文社2002年)169頁以下参照。

<sup>(5)</sup>前掲江頭・株式会社法[第3版](有斐閣2009年)433頁。

決<sup>6)</sup>は、その判断基準として①経営判断の前提となった事実の認識について不注意な誤りがなかったかどうか②その事実に基づく意思決定の過程が通常の企業人として著しく不合理なものでなかったかどうかという観点から審査を行う、とすることを示した。この基準で注目すべきことは、意思決定過程に「著しい不合理」が認定されなければ、取締役の善管注意義務違反が問えないことである。

つまり、事実認識に不注意な誤りがなければ、よほどの不合理な判断をしない限り、取締役はその任務懈怠による損害賠償責任を問われないのである。従って、「経営判断原則」が適用される事例では、取締役の善管注意義務違反が認められることは極めてまれとなる。「経営判断原則」は、取締役の免責のための法理ともいえる。

野村証券損失補てん事件の以前においても、判例上業務執行に関する取締役の裁量が広く、よほど不合理な判断をしない限り、取締役は責任を問われないという考え方が示されていた。例えば、水産会社の子会社が投機性の強い方策によらなければ再建できないという状況下で、子会社の救済融資を行って、結局再建に失敗し、融資が回収できないという場合でも、当該取締役は、「経営判断の甘さを指摘される余地はあるにしても、企業人としてそれなりの合理的選択の範囲を外れたものとは認め難い」とされた例がある<sup>7)</sup>。

取締役の判断が一見合理性を欠くように見え、その結果会社に損失が生じても、取締役の行為が「著しく合理性を欠くとはいえない」とはどのような状況をいうのであろうか。

この点、野村証券損失補てん事件の東京地裁は、判断の要素を、「前提となる事実の認識」と「その事実に基づく意思決定」に分析し、前者については、通常の不注意がないことを要求し、後者については、著しい不合理がなければよいとしたものである。

このような、二つの要素による、判断は、その後も東京地裁の商事部(民事8部)を中心に、踏襲されることとなる。ただし、これらの要素と不合理の程度については、判例により微妙な違いがある。

デパートの出店計画に基づく貸付において、当該デパートの民事再生手続きの過程で、なされた損害賠償請求権の査定決定を取消した事例(そごう事件)で、東京地裁は「前提としての事実の認識に不注意な誤りがなかったか否か及びその事実に基づく行為

<sup>6)</sup>東京地判平成5年9月16日判例時報1469号25頁。本判決は、取締役の法令違反(独占禁止法違反)を認定しながら、経営判断として善管注意義務違反はないとしており、法令違反行為には適用できない場面に経営判断原則を適用したもとして批判も強い。前出吉原和志「取締役の経営判断と株主代表訴訟」103頁。ただし、経営判断原則適用の2要件については、その後の東京地裁商事部(民事8部)が踏襲し、確立したといつてよい。

<sup>7)</sup>福岡高判昭和55年10月8日高民33巻4号341頁。

の選択決定に不合理がなかったか否かという観点から、当該行為をすることが著しく不合理と評価されるか否かによるべきである」として、著しく不合理かどうかは、行為全体の評価であるとしている<sup>(8)</sup>。

確かに、取締役の判断を「前提となる事実の認識」と「これに基づく判断」と分け、しかも合理性の判断基準も異なるというのは実際的でないともいえるので、上記そういう事件の判断基準はその点を考慮したものとも考えられる。

問題は、様々な経営判断において、「前提となる事実の認識の不注意」と「意思決定の著しい不合理」をどのように認定するかであろう。

経営判断原則を適用する場合、取締役の責任を否定することが多いが、近時、「判断の前提となる事実の認識」に不注意な誤りがあったことを理由に、取締役の損害賠償責任を認める裁判例<sup>(9)</sup>に接したので、この判決を参考に(以下「本件」という)、経営判断原則がどのように適用されたかを検討し、この2要件(要素)の関係を考えてみたい。

### III 本件の概要

本件は、子会社化した会社に対する増資について、取締役の善管注意義務違反が認定され、会社に対する損害賠償責任が認められた事例である。

#### 1 事実関係

原告は、時計バンド等の製造、販売及び輸出入等を目的とする株式会社で、ジャスダック証券取引所に株式を上場している。

原告の取締役であった被告らは、平成18年夏ころから、株式会社宝屋(以下「宝屋」という)を子会社化して自社の売上増加に利用しようとした。株式会社プラコム(以下「プラコム」という)は、宝屋の重要な仕入れ先として、宝屋に多額の債権を有していた。原告の社内では、経理担当取締役は、宝屋のデューデリジェンスの結果から、宝屋の子会社化に反対し、また監査役会は、宝屋の買収に当たって、十分なデューデリジェンスが行われていないことを理由に、資料が十分でなく、買収の必要性、相当性について取締役の責任が問われるリスクがあることについて危惧を示す意見書が取締役会に提出されていた。

平成19年5月1日、原告の臨時取締役会が開催され、前記経理担当取締役を除く、取締役の賛成により、宝屋の株主から株式の無償譲渡を受け子会社化すること及び譲渡

<sup>(8)</sup>東京地判平成16年9月28日判例時報1886号111頁、別冊ジュリスト180号(会社法判例百選)122頁。

<sup>(9)</sup>さいたま地判平成22年3月26日金融・商事判例1344号47頁。

後原告への第三者割当による1億円の増資を行うことが決議された。

原告は、上記取締役会決議を直ちに実行し、宝屋の子会社化及び宝屋の増資が行われた。宝屋は、増資金額を原資として、プラコムに対し、1億3021万4501円を期限前弁済をした。

プラコムは、平成19年6月29日民事再生手続開始の申立てを行い、7月6日民事再生手続開始の決定を受け、宝屋は、平成19年8月10日破産手続開始決定を受けた。

原告は、前記取締役会で宝屋の子会社化、1億円の増資に賛成した5名の取締役に對し、増資金額相当の損害賠償請求を求めて訴えを提起したものである。原告においては、経営権を巡る争いがあり、平成19年6月、被告の取締役らは退任しており、原告の経営を引き継いだ新経営陣が被告取締役らの責任を追及したものである。

## 2 本件の法律上の争点

本件は、株主代表訴訟ではなく、会社自身が、元取締役を被告に、会社法423条に基づいて損害賠償請求訴訟を提起した事例である。任務懈怠の内容として、利益相反取引として任務懈怠の推定、特別背任行為としての法令違反も主張していたが、裁判所は経営判断に際しての善管注意義務違反の問題として被告らの行為を判断し、責任を認めた。

また、本件の損害賠償請求権を被保全債権として、取締役の妻に対する詐害行為取消に関する請求が認められている。

## 3 被告取締役の立場の違い

本件では、5名の元取締役が被告となり、責任が認められたが、宝屋及びプラコムとの関係が深い取締役2名(Y2,Y4)と関係が希薄な取締役3名(Y1、Y3、Y5)がおり、責任原因(善管注意義務違反)は別個に認定されている。

平成19年4月27日から被告Y2は宝屋の代表取締役、Y4は取締役に就任しており、特にY2は宝屋の子会社化を推進していた。Y1は原告の代表取締役であったが、Y3、Y5らとともに、Y2の提供する情報に従って、宝屋の買収を判断する立場にあった。

# IV 本件における経営判断原則の適用

## 1 経営判断の適法性の判断基準

本判決は、被告取締役らの善管注意義務違反を判断するに当たり、「実際に行われた取締役の経営判断そのものを対象として、その前提となった事実の認識について不注意な誤りがあったかどうか、また、その事実に基づく意思決定の過程、内容が会社経営者として著しく不合理なものであったかどうかという観点から検討すべき」と述べ、野村證券損失補てん事件とほぼ同様の判断基準を設定している。

## 2 Y2、Y4の経営判断に関する裁判所の判断

本判決は、まず、宝屋を子会社化することについては、Y2らが、宝屋の財務状況を十分に把握していたので、財務状況の認識に関する不注意な誤りはなく、また宝屋に1億円出資することについては、自らも厳しい財務状況の中、1億円を出資して子会社化することについて、リスクを否定できず、堅実性に欠けるとはいえ、その後の事業展望もあったので、経営判断として著しく不合理であるとまで断ずることはできないとする。

一方、事実の認識に不注意があると認定されたのは、宝屋の主要取引先であった、プラコムに関連する事実に関してのものである。

すなわち、宝屋はプラコムの多大な支援によってその経営を成り立たせており、本件買収という経営判断に当たっては、宝屋の今後の経営安定化という観点から、その支援を行うプラコムの財務、経営状況に関する調査及び分析が不可欠であったことは明らかであった。その調査、分析の結果、プラコムによる継続的な支援が期待できず、あるいはプラコムの財務状況等に関する踏み込んだ情報収集が、Y2らの立場をもってしても困難であるというのであれば、宝屋以外の選択肢を検討するのが当然に期待されていたといえる。それにもかかわらず、Y2及びY4は、この点についての調査及び分析を全く行っていなかったと認定されている。Y2、Y4は、宝屋の買収という経営判断の前提として、宝屋のプラコムに対する依存度を踏まえたプラコムの財務状況に関する事実認識の前提となる、その調査及び分析を十分に行わなかったという点において、不注意な誤りがあり、善管注意義務違反が認定された。

## 3 Y1、Y3、Y5の経営判断に関する裁判所の判断

裁判所は、Y1らについても、Y2らから提供された宝屋の財務、経営状況に関する情報をもとに宝屋の買収に至ったことそれ自体は、経営判断として著しく不合理であるとはいえないとする。

しかし、Y1らは、宝屋買収を主導するY2らが提供する情報にのみ依存して買収の意思決定を行っている。宝屋買収に関しては、公認会計士によるデューデリジェンスが一応行われたが、宝屋による回答内容の信憑性の検討、現金預金、有価証券の実査、債権債務等の相手方への確認が行われていないため、正確性が担保されておらず、ビジネスデューデリジェンス、法務デューデリジェンスは一切行われていなかった。監査役会からは、宝屋の買収という経営判断に当たっての資料としては不十分であり、買収の必要性、相当性について取締役の責任を問われるリスクがあるとの指摘も受けていた。宝屋買収については、中立的、第三者的な立場からの財務、経営状況等の把

握、将来性等の検討が不十分であった。また、Y1らは、宝屋がプラコムから多大な支援を受けていることを知りながら、プラコムの宝屋に対する支援の継続可能性について、裏付け資料の提出を求めるなどの調査検討を行わなかった。

このような状況で、Y1、Y3、Y5についても本件買収という経営判断に当たっての事実の認識の前提となる調査及び分析を行わなかったという点において不注意な誤りがあり、善管注意義務違反があったとする。

## V 本判決の特徴と問題点

### 1 「前提となる事実の認識の不注意」の相違

本判決は、本件買収に積極的に関与したY2、Y4(以下「Y2」らという)とY2らが作成した資料を基に本件買収に賛成したY1、Y3、Y5(以下「Y1ら」という)のいずれにも経営判断の前提となる事実の認識に不注意な誤りがあるとして、善管注意義務違反を認め会社に対する損害賠償責任を肯定している。

ただし、不注意の生じた事実の認識はY2らとY1らとで異なる。すなわち、Y2らの不注意は、買収先の宝屋が依存するプラコムの財務状況を調査・分析しなかったことであり、Y1らの不注意は、宝屋の買収にあたり、Y2らから提供された情報にのみ依拠し、中立的、第三者的立場からの情報を検討しなかったところに求められている。また、判決は、Y2ら及びY1ら共に、宝屋の買収という判断そのものには著しい不合理はなかったとしている。

### 2 「前提となる事実の認識」と「判断過程・内容」

野村証券損失補てん事件等で示された経営判断原則は、確かに、「事実の認識に不注意な誤りがないこと」及び「判断の内容・過程に著しい不合理がないこと」が、取締役の善管注意義務違反を否定する要件となっているから、事実の認識に不注意な誤りがあれば、判断に著しい不合理がなくても、善管注意義務違反は認められることとなる。

しかし、實際上、情報収集過程を問題とする「事実の認識」と「判断」そのものを区別することは困難であろう。どのような情報を、どの程度収集するかは、判断の過程・内容と密接に結びついているのである。

この点、そごう事件の判決<sup>(10)</sup>が述べるように「前提としての事実の認識に不注意な誤りがなかったか否か及びその事実に基づく行為の選択決定に不合理がなかったか」という観点から、当該行為をすることが著しく不合理と評価されるか否かによるべき

<sup>(10)</sup>前掲東京地判平成16年9月28日判時1886号111頁。

である」のであって、著しい不合理の判断は、前提となる事実の認識と判断過程・内容を総合してなされるものであろう。

本判決は、判断そのものには著しい不合理はないが、その前提となる事実の認識に不注意があるので、善管注意義務違反があったとするものである。不注意の内容は、Y2らに関して言えば、買収先を支援する企業の財務を調査すべきであったということであり、Y1らに関して言えば、Y2らからの情報以外に情報を入手すべきであったということになる。

確かに、これらの不注意がなければ宝屋の買収に至らず、原告の損失を防止できた可能性はあるが、取締役の経営判断が結果的に会社に損失をもたらしたとしても、それだけで取締役が必要な注意を怠ったと断定するべきでないという、経営判断原則の適用手法としては問題がある。

経営判断原則は、取締役の判断が具体的な法令違反に当たり、あるいは忠実義務に反しない限り、経営者の裁量による判断を尊重していこうとするもので、判断の前提となる情報収集においても経営者としての柔軟な裁量が認められるであろう。

### 3 「調査・検討」の位置づけ

当時の原告にとって、宝屋の買収が考慮しうる選択肢としてあったことは判決も認めていることであり、この点からすれば、判断の前提となる事実の認識に不注意な誤りはなかったとも評価しうる。本判決の問題とするY2ら及びY1らの情報の収集・検討の不十分性は、むしろ「判断過程の著しい不合理性」の問題ではなかろうか。経営判断原則を適用して、取締役の善管注意義務違反を認定するには、判断全体としての著しい不合理性の認定が必要であろう。判断としては著しい不合理はないが、前提となる事実の認識に不注意な誤りがあるから善管注意義務違反があるとして取締役に責任を認めるという本判決の構成には疑問が残る。

本件における判断の対象は、原告による宝屋の買収・増資である。その判断の際に、Y2らが宝屋の支援先であるプラコム調査・分析を十分に行わなかったこと、あるいは判断の直接の担当ではなかったY1らがY2からの情報に依拠したことは、結果的に不注意であったとしても、当時の原告の状況において、彼らに経営者の判断として著しい裁量の逸脱があったとは言い難いではなかろうか。

## VI アパマンショップ株主代表訴訟を巡る判断との対比

経営判断過程の調査・検討が不十分であったという理由で取締役の責任を認めた裁判所の最近の判断としてアパマンショップ株主代表訴訟控訴審判決がある<sup>(11)</sup>。本事例は、発行済み株式総数の3分の2以上を有する会社を完全子会社にするため、適正価格が1株1万円であった会社の株式を5万円で買い取った場合の取締役の善管注意義務違反(任務懈怠)が問題となったものである。上記判決は、経営判断における取締役の善管注意義務違反の判断は「その判断の前提となった事実の調査及び検討について特に不注意な点がなく、その意思決定の過程及び内容がその業界における通常の経営者の経営上の判断として特に不合理又は不適切な点がなかったかどうか」によって決するとして、1株1万円を上回る買取価格を設定したとしても、そのことのみによっては、任務を怠ったとはいえないが、買取価格を1株当たり5万円と設定するにあたり、十分な調査及び検討することなく、単に出資価格が1株当たり5万円であったことから、それと同額の買取価格を設定したことは、取締役の経営上の判断として許された裁量の範囲を逸脱したものであるとして、善管注意義務違反を認定した。判断自体の著しい不合理は認定せず、調査検討の不十分性をもって善管注意義務違反を認定した点で、本件と共通点がある。

しかし、上記控訴審判決は最高裁で破棄され<sup>(12)</sup>、善管注意義務違反は否定されている。

最高裁は「事業再編計画の策定は、完全子会社化することのメリットの評価を含め、将来予測にわたる経営上の専門的判断にゆだねられていると解される。」と述べ、株式の買取の状況を総合考慮して、取締役の判断として著しく不合理なものということはできないとした<sup>(13)</sup>。

## VII 事実の認識の不注意と著しく不合理な判断

### 1 経営判断原則の二つの要件の関係

本判決は、経営者の判断としては著しく不合理だといえないが、前提となる事実の認識に不注意な誤りがあるとして善管注意義務を認めたものであり、アパマンショップ

<sup>(11)</sup> 東京高判平成20年10月29日金融・商事判例1304号28頁。

<sup>(12)</sup> 最判平成22年7月15日金融・商事判例1347号12頁。

<sup>(13)</sup> 落合誠一「アパマンショップ株主代表訴訟最高裁判決の意義」商事法務1913号4頁は、原審(控訴審)判決は、経営者の常識によって判断されるべきものが、裁判官の常識に基づき詳細かつ積極的に吟味・介入されており、経営者の判断を過度に萎縮させるものであると批判し、これを破棄した最高裁判決を、わが国の経営判断原則のあるべき方向を明確に示すものとして評価している。

控訴審判決も、善管注意義務違反の根拠を、経営判断そのものではなく、買取価格設定に向けての調査・検討が不十分であることに求めた。

経営判断原則適用の要件を、①判断の前提となる事実の認識に不注意な誤りがないこと及び②判断の過程・内容に著しい不合理がないことであるとして、①の要件が欠けるので善管注意義務違反を認定したわけである。

しかし、實際上、この2要件の適用対象を明確に分けることは困難である。経営判断を行う場合、その判断材料としてどの程度の情報を収集し、検討するかについても経営者の広い裁量が認められてよいであろう。また、本件で注意義務違反の認められた、Y2らのプラコムに対する調査不足、Y1らがY2らの提供する情報のみよって判断を行ったという事実は、判断過程の問題であるともいえるわけで、そうだとすればそこに著しい不合理がなければ善管注意義務違反は問われないこととなる<sup>(14)</sup>。

本判決は、Y2がプラコムの経営不振を疑った経緯はなかった旨供述した点をとらえ、Y2らがプラコムの状態について調査・分析を全く行っていなかったことが明らかとするが、Y2、Y4がプラコムについての情報に全く接していなかったとは考えられない。Y2らは、プラコムの状況もある程度踏まえたうえで、宝屋の買取判断を行ったとみるのが自然である。

## 2 企業再編行為に対する裁判所の法的判断

本件のような企業再編(子会社化、増資)の場面においては、これを判断するに際し、多種・多様な情報が存するはずであり、これについてその情報の選択も含め、調査・検討が合理的になされたかを裁判所が客観的に判断するのは困難であろう<sup>(15)</sup>。

東京地裁が示した経営判断原則の2要件に沿って考えるなら、本件において前提となる事実の認識に不注意な誤りがないとは、原告にとって宝屋の子会社化の必要性を合理的に認識していることで足り、これを判断・実行する際の調査・検討は判断過程・内容の問題として、著しい不合理がなければ善管注意義務違反を認定できないのではなからうか。

<sup>(14)</sup>江頭憲治郎・門口正人編「会社法体系3」(青林書院2008年)234頁(松山昇平=門口正人)によれば、裁判所が取締役の経営判断に介入する範囲を明確化するために、経営判断の過程と内容を区別したうえ、第1次的に、過程について、情報収集・調査・検討等をしていかどうかを、第2次的に、内容について、明らかに不合理でないかどうか、という観点から判断するのが妥当だとして、過程の審査にパスすれば、内容についての合理性が推定されるとする。情報収集・検討・調査は、独立した要件ではなく、判断の合理性を推認する要素である。

<sup>(15)</sup>商事法務1909号66頁「コーポレート・ガバナンスと裁判所の役割」は、アパマンショップ訴訟の最高裁判決にコメントし、M&Aや組織再編取引に関する会社法上の紛争には裁判所の介入は謙抑的であるべきと述べる。

いずれにしても、Y2らについて買収対象会社の支援会社の状況の調査・検討が不十分であったこと、あるいはY1らがY2らから提供された情報以外に調査検討を十分行わなかったことをもって善管注意義務違反として会社に対する損害賠償責任を認めたという点において、取締役らにとっては、厳しい判決である。

本判決が述べるように、「取締役の経営判断に基づく施策が結果的に会社に損害をもたらした場合であっても、そのことから直ちに取締役が必要な注意を怠ったと断定することは相当でなく」、情報の調査・分析の過程全体が経営判断として、その合理性が検討されるべきであろう。そこに著しい不合理が認められなければ、善管注意義務違反は認められない。本判決は、判断に至る調査・検討の不十分性を「前提となる事実の認識の不注意な誤り」と認定しており、従来の経営判断原則のもとにおける善管注意義務違反の認定とは若干異なる面を示している。

経営者の判断の合理性を裁判所が積極的に判断することの是非はあるが、本件、あるいはアパマンショップの件のように、企業が戦略的に組織再編を判断するような状況においては、判断のための情報の取捨選択を含め、裁判所がその判断の一般的合理性を判断することは極めて困難である。

### 3 経営判断原則の適用場面

本件では、被告らの善管注意義務違反の根拠として、これまで見てきた経営判断原則によるもののほか、①プラコムに対する資金還流を目的とした特別背任行為②Y2が宝屋の代表取締役であったことから利益相反行為としての任務懈怠の推定の主張が原告からなされているが、裁判所はこれを否定している。

経営判断原則は、違法行為や忠実義務に反した行為には適用はないとされる。本判決は、取締役らの行為を純粋な経営判断として善管注意義務違反を認めたものである。確かに、経理担当取締役の反対や監査役会の助言を押し切ってなされた、宝屋の買収・増資は軽率に思えるが、経営判断原則のもとでの著しい不合理とはにわかに断定できない。原告がY2らの特別背任を主張しているように、宝屋の増資資金が直ちに、プラコムに還流している事実から、本件買収・増資は、Y2らと関係の深いプラコムの救済の要素が感じられる。Y2らの忠実義務の違反の観点も考慮し、調査・検討の杜撰さを指摘していれば、経営判断原則を真正面から適用せず、善管注意義務違反が認定できた可能性があったのではなかろうか<sup>(16)</sup>。

<sup>(16)</sup>三浦治「債務超過会社の完全子会社化と本社への出資を決定した会社取締役の善管注意義務違反」金融・商事判例1352号2頁も、本判決が、プラコム社に対する調査・分析のみをことさら取り上げて義務違反の決定的な

経営判断に携わる取締役としては、調査・検討の必要性を痛感させられる判決であるが、その範囲・基準は漠然としており、取締役への委縮効果も考えられる。

本件の取締役の責任の当否はともかく、経営判断原則の適用事例としては、疑問の残る判決である。

以上

---

評価対象としたことには違和感があるとし、本判決は、忠実義務違反があったとまでは認定しきれないが、その疑念が色濃い事案について、経営判断原則の定式もとので「事実認識の不注意な誤り」という名目のもとに義務違反が認定された事例との見方もできる、と述べている。